長野屋代高等学校・附属中学校　いじめ防止基本方針（概要）

1. 基本的な考え方　「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない」

次の **3 つの共通認識**のもと、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止に取り組みます。

1. **いじめはどのような集団にも起こりうる**
2. **本人がいじめと感じれば、それはいじめである**（いじめの定義）
3. **いじめは人間として絶対に許されない**

2. いじめ防止のための 3 つの行動原則と具体的な取り組み

（1）未然防止　いじめの起きにくい集団づくり

- **人間関係の構築と指導**：授業や学校行事を通じて、生徒一人ひとりが**自己肯定感**や**居場所**を持ち、互いの考え方や個性の違いを認め合い、温かい人間関係を構築することを目指します。
- **意識の涵養**：「いじめは許されない」という理解を深め、道徳心や豊かな情操、人権意識を育みます。
- **情報モラル教育**：インターネット等への不適切な投稿や誹謗中傷といった**ネットいじめ**の防止に向けた啓発活動を継続的に行います。

（2）早期発見　小さなサインも見逃さない

- **全教職員による連携**：HR 担任だけでなく、教科担任、クラブ顧問、保護者など生徒に関わる**すべての大人が連携**し、生徒の小さな変化に目を配ります。
- **相談体制の整備**：定期的な**個別（三者）面談**や**アンケート調査**（学校生活アンケート）を実施し、生徒や家庭が訴えやすい体制を整えます。生徒は担任や特定の職員だけでなく、誰にでも相談して良いことを周知します。
- **サインの認知と共有**：学校・家庭・地域で現れる**いじめのサイン**（遅刻・早退の増加、教科書の落書き、金銭の抜き取り、家にひきこもりがちになるなど）に注意を払い、「報告・連絡・相談」を徹底します。

（3）迅速な対処　組織的な対応と安全の確保

- **組織対応の原則**：いじめ事象を把握した場合、特定の教員が抱え込まず、校長をトップとする「拡大いじめ対応組織」（副校長・教頭・生徒支援係・学年組織など）が速やかに情報共有し、組織的に対応します。
- **被害生徒の保護**：いじめを**完全に止め**、いじめを受けた生徒の**安全を最優先**し、全力で守り通します。訴えを傾聴し、不安を取り除き、自己肯定感を持たせるよう長期的な支援を行います。
- **加害生徒への指導**：いじめが人権侵害であり許されない行為であることを厳しく認識させます。悪質なものや反省の色がない場合は、**出席停止等の措置**を含め、毅然とした指導を行います。
- **犯罪性の指導**：いじめが**暴行罪、傷害罪、恐喝罪、名誉毀損罪**などの犯罪行為に抵触する可能性があることを生徒に認識させます。

3. いじめの構造と傍観者の役割

- **いじめの構造**：いじめは「被害生徒」「加害生徒」だけでなく、いじめを助長する「観衆生徒」や見て見ぬふりをする「傍観生徒」も関わる問題であると捉えます。
- **傍観者への指導**：「傍観」は結果的にいじめを支持することになり、加害者と同様の立場になることに気づかせます 。いじめを批判・仲裁する「批判・仲裁生徒」を育てることが重要であると位置づけています。

4. 家庭・外部機関との連携

- **保護者との連携**：家庭には、いじめの事実を正確に伝え、学校の指導方針を説明し、「子どもを守る」という共通認識のもとで信頼関係を構築します。家庭には、生徒が孤立しないよう「家族はあなたの味方」というメッセージを伝えてもらうよう依頼します。
- **関係機関との連携**：学校内での解決が困難な場合、または犯罪行為の可能性がある場合は、**警察、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラー、弁護士**などと連携を図ります。特に、自殺の危険があるサインが見られた場合は、家庭と連携し、専門機関と対応します。

5. 重大事態への対応

- **初期対応**：いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間欠席することを余儀なくされている事態が生じた場合、関係機関と速やかに連携し、第三者を含めた調査組織を設置します。
- **対応と報告**：調査組織で調査した事実関係等は、被害生徒と保護者に対して適切に情報を提供します。また、重大事態の発生と調査結果は、県教育委員会に速やかに報告し、必要に応じ連携、協力して対応します。